

第8日

令和5年3月1日（水）

午前9時30分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、28日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは、2番徳永秀俊議員の質問を許可します。2番徳永秀俊議員。

（2番徳永秀俊君登壇）

○2番（徳永秀俊君） 皆様、おはようございます。2番議員の徳永秀俊でございます。

今日は、2日目の朝一番に一般質問ができることに感謝をしております。

振り返ってみますと、4年前の4月に、市民の皆様のお力で当選をさせていただき、早いもので1期満了まであと僅かとなりました。この4年間、市民の皆様の負託に応えようと懸命に頑張っておりました。しかしながら、自分で言うのも大変おかしいんですけども、分からないことだらけ、失敗もいたしました。

議員になりましての最初の質問は、全員協議会の席で、「パブリックコメントとは何ですか」と聞いたことです。あまりの自分のレベルの低さに大いに悩んだり、大いに苦しんだり、いかにして皆様の負託に応えていこうかと常に試行錯誤の連続でございました。それを克服するため、また、自身の成長のため、市民相談をさせていただいたり、この一般質問を毎回させていただこうと決め、取り組んでまいりました。この4年間で12回の質問をさせていただきました。常に今の自分よりも、1ミリでも2ミリでも前進し、成長しなくてはならないとの思いで、ここに立っております。

今回、私は、市長施政方針を聞きまして、朝倉市が発展期に向けて、移住・定住促進や地方創生を軸に大きく変わり出すわくわく感を感じております。何はともあれ、市民の皆様の笑顔が大事であります。市民の皆様が今以上に幸せ感を実感し、市外からの方からも、「どうせ住むなら朝倉市がいいよね」と言ってもらえるまちづくりを、共に進めてまいりたいと願っております。

そうした観点に立ちまして、日頃の何気ない市民の皆さんとの会話に基づきまして、まさに市民目線での質問をさせていただきます。小さな声を聴く力を大事にした質問となります。執行部の皆様、よろしく願いいたします。

以下、質問席に戻りまして、続行させていただきます。

（2番徳永秀俊君降壇）

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） まず最初に、お悔やみパンフレットの作成についてお伺いをいたします。

朝倉市は、地方創生、移住・定住促進に今後一層力を入れていく方向性にある中、昨年8月より、窓口対応のサービスの向上の一環として、新規転入者見守りサポート事業が新しくスタートいたしました。本市は、毎月100人前後の転入される方がいる中で、転入1か月ぐらいをめどに、「生活に慣れられましたか。困りごとはありませんか」と、市長のサイン入りではがきを送るもので、ようこそいらっしゃいましたとの本市の心を伝えるにはうれしい事業だと感謝をしております。

さて、今回私は、お悔やみパンフレットの作成を提案したいと思っております。

本市の窓口対応は、平成24年から始まったワンストップ窓口サービスとして、市民の皆さんに大好評いただいているすばらしいサービスであると思います。実際に、ほかの自治体の議員さんの行政視察も行われており、すばらしいものであると感じております。また、ワンストップ窓口を採用している自治体は、1,741自治体中215自治体で12.4%です。本当はワンストップ窓口にしたいと思っている自治体は80%以上に上るそうでありますから、ほかに先駆けて市民目線に立って取り組まれている窓口対応の職員の皆様、それを陰で支える多くのバックヤードの方々の奮闘に敬意を表するものでございます。そうした業務の一環として、死亡したときの窓口対応があります。

市民の方から見た場合、遺族の死は、そう何度もあるものではありません。したがって、何をどうしたらよいのか分からない方もいらっしゃるはずですが、本市は、平成24年からワンストップサービスで、窓口に行けば座ったままで対応してくれる、いわゆる担当課が外向いてきてくれる方式であります。私の推測ですが、担当者の負担はかなり大きいのではないかと考えております。また、朝倉市の遺族の方に渡す書類を見させていただきましたが、A4裏表の簡潔な書類です。遺族の方の心情を思えば、亡くなられてからの約1週間くらいは、故人をしのぶ大事な時間であり、手続などに忙殺されたくない時間でもあります。もちろん、窓口に行けば多くのことは解消されるんですが、今よりも遺族の方にもっと寄り添った、分かりやすいお悔やみパンフレットの作成は考えられないでしょうか。この1冊があれば、自宅でも理解しやすいようになると思います。もう一步、市民の皆さんに寄り添っていただくためにも、遺族の方の安心感を増すためにも、例えば、高齢の遺族の方でも、今よりも見やすい、分かりやすいパンフレットの作成が大事であるかなと考えておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山貴可君） まず、議員が申されましたように、本市のワンストップ窓口サービスは、平成24年1月から全国に先駆けてスタートをしております。これは、出生、転入・転出、そして死亡手続が1つの窓口だけで完結するというものでございます。死亡については、市民課で届書を受領後、その場で届出者に死亡後手続のワンストップ窓

口につなげるチラシを手渡し、内部事務におきましては、関係部署に手続に必要な書類を事前に準備するよう連絡いたしております。その後、手続に来庁された御遺族を、ワンストップ窓口となる保険年金課に御案内いたしまして、その1つの窓口で全ての手続が完了いたしております。

ワンストップ窓口では、複数の関係する窓口を回ることなく、短時間、そして漏れなく終えることができるため、御遺族の心理的な負担が軽減できていると考えております。朝倉・杷木支所におきましても、1つの窓口で手続が完結しているところでございます。

それから、他の自治体が作成していますお悔やみパンフレットと本市のチラシを比較いたしますと、御遺族に対するお悔やみメッセージの有無や全体的な見やすさ、それから分かりやすさの部分が少し不足していると感じているところもございまして、今後、手続チラシの見直しにつきましては、より一層御遺族に寄り添った視点も取り入れまして、関係課と連携しながら、庁内のワンストップ窓口サービス向上委員会でも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。例えば、葬儀屋さんから渡すと一目で分かるということで、事前に遺族の方に知識があれば、対応する職員の皆さんも負担が減るんじゃないかなと予想されます。また、パンフレット作成は、ほかの自治体に聞きましたら、予算をかけずに作りましたよと。サービスの向上ができるとほかの自治体からは伺っております。市民の皆さんに寄り添うことと、職員の負担軽減になればとの思いで提案をさせていただきました。

○議長（半田雄三君） 質問でしょうか、今のは。もう一度、2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） さっきの御返事の中に答えは入っていたような気がしますので、これは、今のパンフレットを少し市民の皆さんに分かるように作り替えていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、がん治療等医療用ウィッグや補整具購入補助について、質問をさせていただきます。

がん治療に伴い、医療用補整具を使用する方に対しての購入費用の助成についてお伺いをいたします。

今、生涯でがんになる人の割合が2人に1人という時代を迎え、多くの方ががんと闘っている現状がございまして。がん治療の1つに抗がん剤治療があります。この抗がん剤治療の主な副作用といたしまして、ほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけに、とてもつらい副作用と言えます。

去年、家内の友人ががんに罹られました。一番効果のある治療法を協議された結果、抗がん剤治療をされることになりました。抗がん剤治療が始まって徐々に髪の毛が抜け始めたそうです。女性の髪が抜けるということは、目に見えるだけに、苦痛と精神的ショック

は非常に大きいものがあります。病院から医療用ウィッグ——これはかつらですね——の紹介を受け、パンフレットで調べたり、お店に手ごろなウィッグがあるか見に行かれたりもしましたが、安価なものはすぐにずれてしまうようで、一般的なものでも高額で経済的な負担が大きかったと言われておりました。

実は、医療用ウィッグ購入費には、保険の適用がありません。また、がんの特効薬は笑うことだとも言われております。しかし、患者に負担が、経済的、精神的にも大きく、気持ちが落ち込んでしまっただけでは、がんに立ち向かうどころか、生きる気力さえ衰え、質のよい療養の環境とはとても言えません。その上、御主人も治療の送り迎えや付添いなどのため、仕事もできなくなり、経済的にも大変な状況となっただけです。

このような状況の中で、行政として市民の健康と命を守る立場から、抗がん剤治療の副作用から脱毛の悩みをお持ちの方に対し、前向きに抗がん剤治療に励み、自身の持つ治癒力との相乗効果が最大限に発揮できるように、療養生活の質の向上を図る支援が必要ではないでしょうか。

そして、既にこうした支援をしている自治体があります。佐賀県みやき町は、平成28年4月より、医療用ウィッグの購入に対する支援制度を導入しておりますし、うきは市、八女市、大野城市、粕屋町も支援制度があります。がんと闘われている方々の社会復帰の後押しや、自身の自信を取り戻すきっかけづくり、そして、社会との関わりを積極的に保つことができるよう、本市独自の取組として、医療用ウィッグ購入費や医療用補整具を使用する方への助成をするべきだと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） がん患者が、がん治療において手術や抗がん剤、放射線などの治療により、傷跡や脱毛、皮膚の変色や爪の変化など、患者の体に様々な外見の変化が現れることは、大きなストレスであると考えます。また、外見が変化することで、他人との関わりを避けたり、外出しなくなったりと、今までどおりの生活が送りにくくなる方がおられます。治療に伴う外見の変化に対して、医学的、整容的、心理社会的支援として、具体的には医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子の医療用ウィッグ等や補整パット、補整下着等の補整具等がありますが、これらを用いて外見の変化を補完することができます。中には、治療で外見が変化しても、変化した外見のままでいいという気持ちを大切にされる方もいらっしゃいますが、外見の変化に起因するがん患者の方の苦痛を軽減することは、がん患者を支援する観点から重要であると考えます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 調べましたら、独自に取り組まれているところが少しずつ増えてきておまして、福岡県でも20の自治体に取り組んでおられますが、取り組んでいるところと、取り組んでいないところの違いは何かと考えると、大変な御苦勞をされている方に寄り添えるか、寄り添えていないかの違いじゃないかなと思っております。

今、全国の市町村が競争のように、いいまちづくり、移住・定住促進、地方創生に力を入れておりますが、選ばれていくためには、先駆けてこういう取組をやっていかないと、独自性がないといけないと思っておりますが、本市の考え方をいま一度、お願いしたいと思っております。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市民が健康で明るく生活することは大切なこととなります。がんの治療に伴う外見の変化に対し、その人らしくいられるように、外見とともに、周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートが必要です。がん患者やがん経験者の方の治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、また療養生活の質の向上を図ることができるよう、医療用ウィッグや補整具等の支援について、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。是非とも前向きに、よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、補聴器の補助について質問させていただきます。

市内に住む60代の私の知人が、元タクシーの運転手でした。しかしながら、50代から少しずつ耳の調子が悪くなり、お客様との会話もしづらくなり、それが大きな原因で退職をされました。補聴器を買うといっても結構高いそうです。現在、25万円の補聴器を月々4,800円の月賦で買って利用されています。いいものになると70万円くらいのももあるそうです。現在は、奥さんと2人の年金暮らしで、つつましく暮らされています。

そこで、この補聴器の購入に際しまして、補助があるのかどうかをまずは伺いたいのですが、朝倉市の現状を教えてください。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市では、障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳の6級以上を取得している方、具体的には、両耳の聴力が70デシベル以上の方に、基準額を上限として、原則、購入費用の1割を自己負担とし、残りの9割を支給いたしております。今年度は、購入の申請が18件、修理の申請が1件あっております。

また、18歳未満の軽度、中等度の難聴児、具体的には、両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満や、障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の医師等が認めた方に、基準額を上限として、原則、購入費用の1割を自己負担とし、残りの9割を支給いたしております。今年度は、購入の申請が1件あっております。

18歳未満の方については、難聴児の言語の習得のために、身体障害者手帳の交付要件を満たさなくても、幼少時に補聴器を利用することが効果的とされているため、福岡県が難聴児の言語の習得や教育等における健全な発達を支援することを目的として実施している補助事業により行っております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。今のお話ですと、身体障害者手帳をお持ちの難聴児、難聴者の方々には、障害者総合支援法に基づく補聴器の購入費の助成を受けられる制度が整備されていると。その一方で、身体障害者手帳の交付対象とならない、比較的軽度の難聴をお持ちの方々にはその助成がないと思われませんが、先ほど部長の話にもありましたように、近年、児童の言語発達の機会を損なわないよう福岡県の取組がありますが、残念ながら18歳以上の方においては支援がないのが実情であります。

今そうした軽度、中度の難聴者の方々の生活の質の向上などを鑑みまして、自治体による独自の助成制度の整備が全国的に広まっております。今後の朝倉市も積極的に取り組んでいただきたいと思います。この点はいかがでしょう。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 県内では田川市が、市民税非課税世帯や生活保護世帯等の方を対象に、購入費の一部を助成していると伺っております。

今後、国、県、ほかの市町村の動向を注視していきたいと思っております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） これもすみません、前向きに、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、今度は小学生の冬季の——冬場ですね——体育授業の服装について、質問させていただきたいと思っております。

現在、朝倉市の小学校の体操服、これはもう一年中、短パン、半袖が標準であるということですが、このことの現状をもう一回、確認したいと思っております。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねの小学校の体操服につきまして、お答えをいたします。

小学校の体育の時間につきましては、動きやすさや体が本来持っております体温調節機能を育てる観点から、年間を通して半袖、短パンで授業を行っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 春、夏、秋は特段心配はないと思うんですけども、冬は寒さ対策をしてほしいとの声が、お母さんから私は頂きました。この点、現状はどんな感じでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お尋ねにつきまして、お答えをいたします。

冬の季節につきましては、準備運動を行い、体が温まるまでは上着を着ております。体が温まりまして、主運動を始める際には上着を脱いでおります。また、運動と運動の間の

話合いやゲームの審判等、体を動かさないときは、寒さ対策で上着を着ております。あわせまして、冬の運動につきましては、サッカーや持久走など、体が温まりやすい運動を行っております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） そうですね、このお母さんのお話ですが、担任の先生からは、始まる前まではトレーナーを上に着ていいよとか、チャックつきは、ジャンパーとかは駄目ですよとか、上着を脱いでスパッツは駄目ですと。長い靴下も駄目ですと。このように言われているようでございます。長袖の下着も駄目、だから家では前日から半袖を着させなくてはいけないと、こんなふうにおっしゃったんですけどね。お母さんの御意見としては、女の子は、例えば4年生、5年生、6年生くらいになると、おなか回りも冷やさないほうがいいんだけどなとおっしゃってあるんですよ。けども、きちっと半袖、短パンにしてくださいというふうに通達が来るそうなので、そのようにしてますと。正直、言いたいけど言えませんということなんですよね。そういった、ちょっと言いにくいのかなと思うんですよ。ちょっともう一回、ここの部分、確認したいと思いますが。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） お答えをいたします。

運動時における服装につきましては、各学校が児童の安全性を考慮し、引っかけで事故にならないよう、ファスナーつきの上着やフードがついていますパーカーなどは避けていただきたいと保護者をお願いをしております。また、一般的に子どもたちは大人と違いまして代謝がよく、体が温まりやすく冷えやすい、そのため、運動を続けると汗をかきやすいと言われております。長袖の下着やスパッツ等を着ていると、汗で冷えたままとなり風邪の原因となるため、それらは遠慮していただくように各学校が判断し、保護者をお願いをしております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 学校の考えはよく分かりましたが、学校にはいろんな子どもさんたちが通っているわけですから、これからは特に多様性を認めるためにも、柔軟性をもっと持っていただければどうかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育部長。

○教育部長（時津美穂君） 議員お尋ねにつきまして、お答えをいたします。

これまでも一律に、半袖、短パンというわけではなくて、アトピー性皮膚炎や日差しに弱い体質を持つなどの児童には、長袖、長ズボンといった対応を行っております。学校に相談していただければ、周りの児童への配慮をしながら対応したいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。恐らく、私がそのお母さんとお話

ししたときに感じたのが、例えばPTAの場とか、話合いの場は確かにあると思うんですけど、何かこう、話しづらいとか相談しづらいというふうにおっしゃったんですね。ほかの何人かに聞いたんですけど、ひょっとしたらそういう雰囲気があるのかもしれないと思ひまして、もしよろしければ、先生方のほうから投げかけるように言っていただけていうふうになれば、もっと話しやすい雰囲気ができるのかなと思ひておりますが、こういったところいかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 教育課主幹参事。

○教育課主幹参事（大坪和之君） 今の点につきましては、体操服だけではなく、いろいろなお悩みをお持ちの保護者の方がいらっしゃると思ひますので、相談しやすい学校をつくるっていくのは、教育委員会の責務というところもありますので、そういったところで今後指導をしていきたいというふうにお思ひております。以上です。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 今以上に風通しのいい雰囲気をつくらせていただきたいと思ひております。よろしくお願ひします。

続きまして、目に見える物価高騰対策について質問させていただきます。

私は、高齢の方々と接することが多いんですけども、物価高騰により生活に大変苦労されている声をよく聞くようになりました。御存じのとおり、原材料価格の上昇や円安の影響により、電力・ガス・食料品などの価格高騰が続いております。

政府は、昨年9月に物価・賃金・生活総合対策を打ち出し、10月には、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策を閣議決定いたしました。朝倉市においては、生活困窮世帯に対し、どのような物価高騰対策がなされているのかをお伺ひしたいと思ひております。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 生活困窮世帯に対する支援事業といたしまして、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策と、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、令和3年度、または令和4年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を1世帯当たり10万円支給いたしております。これに加えて、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を1世帯当たり5万円支給いたしております。また、朝倉市社会福祉協議会が、生活困窮世帯に行いました緊急小口資金等の特例貸付利用世帯等に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を世帯の人数による基準で支給いたしております。

子育て世帯の対策においては、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業として、低所得の独り親世帯及び住民税非課税の子育て世帯に対しまして、令和4年6月から、児童1人当たり5万円を給付いたしております。また、11月からは、低所得世帯以外にも影響が及んでいることを考慮いたしまして、国の給付金対象外の世帯に対して、市独自に子ども未来応援給付金事業を創設し、児童1人当たり2万円の給付を行っております。

このほか、生活困窮世帯に対する直接の支援ではございませんが、市立保育園や学童保育所に対し、給食費や電気代等の支援を行うほか、小中学校給食費負担軽減事業として、小中学校に対し、保護者が負担すべき12月から3月までの給食費を全額補助しております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。生活困窮世帯や子育て世帯を中心に、様々な取組がなされているようでありますが、先日、私が困りごと相談にお連れした70歳代の方は、体に持病を抱え、年金で生活をされている方でもございました。福祉事務所の困りごと相談でアドバイスを受け、家計相談をしていただいたところ、赤字でございました。家賃を安いところに変えるか、食費を抑えるしかない。生活費が足りないため、幾らかの借金もされておりました。昨年9月までは、コロナ対策として、社協が窓口で小口融資をしてくれていましたが、現在は特にはない状況です。生活保護に頼るのではなく、何とか頑張っている方に、何らかの形で経済的支援ができればと思っておりますが、市の見解をもう一度伺いいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（小川里美君） 市はこれまで、国が実施する経済対策事業や市独自の生活支援事業を行ってまいりました。今後も、ロシアによるウクライナ侵攻や円安と、世界情勢の変化による物価高騰が考えられるところでございます。今後の国、県の動向に注視していくとともに、必要に応じ検討していきたいと存じます。

また、福祉事務所では、困りごと相談室で、生活に不安のある方の相談を受け付け、家計改善や就労の支援を行うほか、市の関係各課、社会福祉協議会、その他関係者などと連携しながら、困りごとの解決に向けての支援を行っております。全ての問題が解決できることにはならないと思いますが、1人1人の相談者に寄り添い、一緒に解決策を探っていきたいと思っておりますので、まずは相談をしていただきたいと思っております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。私もある面では、その方の経済的な状況というのは、その人の生活支援はあると思っておりますので、それを困りごと相談ですかね、福祉事務所の、そういったのでしっかりと伴走型でやっていただけるのはいいことじゃないかなって思っております。さらにはまた、その辺のサービスをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、先日、高齢の女性の方からお話を伺いました。これはもう本当、ちょっと井戸端会議みたいなもので、筑前町の方、そして東峰村の方、そして朝倉市の方、女性3人で話しよったとたいなと言わっしゃるとですよね。話していたところ、1月に筑前町は、65歳以上の方にもれなく4,000円のお米券を頂けたそうです。東峰村は、村民全体にもれなく1万円分の村内で使える商品券が頂けましたと。それで、朝倉市の方が、「朝倉は何もしないとね」と聞かれました。これ、電話いただいたんです。給食費の補助を12月から3月

まで行っておりますとかそういったお話をいたしました。そんなの私は聞いていないし、知りません。3人の中で自分だけが恩恵を受けてないことに憤慨をされ、その勢いで私に話されたんだと思いますが、非常にこの心情的にはよく分かるんですね。

行政から見ますと、総合経済対策補正予算を使ってしっかりと行っているのですが、市民目線、この市民目線からいきますと、実感しづらい面もあると思います。広報紙にも恐らく掲載はされていると思いますが、できるだけ多くの方が実感できる支援が求められると思いますが、この点の市の見解をお願いいたします。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 物価高騰対策につきましては、令和4年度の取組となり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、数度にわたる補正予算を議会にお願いし、事業化してまいりました。

事業としましては、子ども未来応援給付金事業、子育て世帯の18歳以下の児童1人に2万円を給付、それから小中学校給食費負担軽減事業で12月から3月まで全額補助、Pay Pay キャッシュレス決済キャンペーン事業、各種事業者に対する支援事業としまして、路線バス、貸切バス、タクシー事業者への支援事業、甘木鉄道株式会社への沿線自治体による支援事業、コミュニティバス支援事業、保育所等給食費支援事業、学童保育所への支援事業、私立保育所への支援事業、畜産経営緊急支援事業、肥料価格高騰緊急対策事業、介護サービス事業者への支援事業、エネルギー価格高騰対策中小事業者支援事業、また、プレミアム商品券発行補助事業などで、補助金を有効に使用するため、また、即効性のあるものにするため、令和4年10月の臨時議会で交付金の全てを充当いたしております。

なお、それぞれの事業実施については、各担当から広報紙や関係団体を通じて対象者に周知をしているところでございます。市全体としての取組については、市のホームページに掲載をしております。

事業数も多く、御自分に直接関係するもの、そうでないものがあるため、分かりづらかったのかもしれませんが。市民に市の取組を御理解いただけるよう、努力していきたいと思っております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。そうですね、市民目線というのが、やっぱり一つは、しっかりやっていただいたのはよく分かっておりますけれども、たまたまかもしれませんが、そういうふうに3人の方が言われて、そういう話になったと。心情がよく分かるもんですからね。全体に実感できるような、もっとなかったのかなってちょっと私も思いましたもんですから、質問させていただきました。

ちょっと時間余っておりますが、これで私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（半田雄三君） 2番徳永秀俊議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩